

第 3 回

農 業 委 員 会 総 会 会 議 録

令和 3 年 8 月 2 7 日（金）

せたな町農業委員会

第3回せたな町農業委員会総会会議録

1. 開催日時 令和3年8月27日(金) 午後1時30分から 1時52分

2. 開催場所 セタナ町役場 第3会議室

3. 出席委員(15人)

会長	15番	原	田	喜	博
会長職務代理者	14番	松	崎		豊
委員	1番	渥	美	光	成
	2番	吉	田		優
	3番	高	橋	光	也
	4番	玉	木	久	志
	5番	竹	内	厚	子
	6番	阿	部	紹	子
	7番	森		正	勝
	8番	小	島	敏	人
	9番	大	羽	孝	志
	10番	金	谷	勝	則
	11番	弥	左	輝	彦
	12番	大	口		寧
	13番	日	置	和	彦

4. 欠席委員(0人)

5. 議事日程

第1	会議録署名委員の指名について
第2	会期の決定について
第3	議案第1号 農地法第18条の規定による通知について
第4	議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について
第5	議案第3号 農用地利用集積計画の決定について
第6	議案第4号 農用地利用集積計画の決定について (農業委員会等に関する法律第31条該当)
第7	議案第5号 農地法第4条の規定による許可について
第8	議案第6号 土地現況証明願について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	西	田	良	子
農地係長	小	池	秀	樹

7. 会議の概要

	【開会宣言】
事務局長	ただいまより第3回せたな町農業委員会総会を開会いたします。開会にあたりまして会長よりご挨拶を申し上げます。
会長	皆さん大変どうもご苦労様でございます。 8月はまだ終わってございませんが、今年は本当に暑い夏だったというのがつくづく感じられる次第でございます。 また皆様方お忙しい中本日集まっていただきましたことを厚く御礼を申し上げます。
会長	先日は農地所有適格法人のパトロール、また農地パトロール、町の概況調査ということで皆様方に出席いただきましたことを重ねて厚く御礼を申し上げます。
会長	本日は第3回せたな町農業委員会総会ということでございますが、総会の後に協議会、協議会の後に勉強会というのをしてみたいなと思ってございます。最後までお付き合いの程よろしくお願いいたします。
会長	また、本日は議案第1号から第6号までございます。例年8月はあまり総会の案件は多くはございませんが、慎重審議の程よろしくお願いいたします。まして、簡単ではありますけども、挨拶に代えさせていただきます。
事務局長	ありがとうございました。 只今の出席委員は15名で定足数に達しております。したがって、せたな町農業委員会会議規則第6条の規定により総会は成立いたしました。 せたな町農業委員会会議規則第4条の規定により会長が議長となることから、会長に議事進行をお願いします。
議長	はい。それでは直ちに会議に入りたいと思います。
	【日程第1 会議録署名委員の指名について】
議長	「日程第1 会議録署名委員の指名について」せたな町農業委員会会議規則第13条の規定により、3番高橋委員、4番玉木委員を指名いたします。この指名は、第3回総会開会中といたします。
	【日程第2 会期の決定について】
議長	「日程第2 会期の決定について」本日1日とすることにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしと認め、本日 1 日と決定いたしました。

【日程第 3 議案第 1 号 農地法第 18 条の規定による通知について】

議長

「日程第 3 議案第 1 号 農地法第 18 条の規定による通知について」を議題といたします。

議長

事務局より説明願います。小池係長。

事務局

はい。議案 1 ページをご覧ください。

議案第 1 号 農地法第 18 条の規定による通知について。

農地法第 18 条の規定による農地について、その賃貸借契約の解約通知があったので、別紙により内容審査の上適否を決定する。令和 3 年 8 月 27 日提出。せたな町農業委員会会長。

事務局

資料の 1 ページをご覧ください。

番号 20 番。貸主が []、[] さん。借主が []、[]、[] さん。所在につきましては []、[] の計 2 筆、面積が [] m²、解約理由につきましては、北海道による河川工事のためでございます。

事務局

2 ページをご覧ください。

番号 21 番。貸主が []、[] さん。借主が []、[]、[] さん。所在につきましては []、面積が [] m²、解約理由につきましては、一部規模縮小のためでございます。

事務局

3 ページをご覧ください。

番号 22 番。貸主が []、[] さん。借主が []、[]、[] さん。所在につきましては []、[]、[] の計 3 筆、面積が [] m²、解約理由につきましては、北海道の河川改修工事により農地の一部を売買するためでございます。

事務局

以上につきましては、土地引渡日の 6 ヶ月前以内に合意されており、農地法第 18 条第 1 項第 2 号に該当し、知事の許可を要しないことから、受理が適当と考えます。以上でございます。

議長

はい。説明が終わりました。

議長 議案第 1 号について質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり決定されました。

【日程第 4 議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について】

議長 「日程第 4 議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について」
を議題といたします。

議長 事務局より説明願います。小池係長。

事務局 はい。議案 2 ページをご覧ください。
議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について。
農地法第 3 条の規定による農地について、その所有権の移転申請があった
ので、別紙により内容審査の上許可を決定するものとする。令和 3 年 8 月
27 日提出。せたな町農業委員会会長。

事務局 資料の 4 ページをご覧ください。
番号 17 番。譲渡人が■■■■■、■■■■■さん。譲受人
が■■■■■、■■■■■さん。所在につきましては、■■■■■
■■■■■、地目は田んぼ、契約内容は売買、面積が■■■■■㎡、単価
が■■■■■円、売買価格は■■■■■円、理由につきましては、農地を譲
り受け営農に励みたいためでございます。

事務局 以上につきましては、別添調査書のとおり農地法第 3 条第 2 項各号に該当
せず、許可要件を全て満たすものと考えます。以上でございます。

事務局 はい。説明が終わりました。
議案第 2 号について質疑ございませんか。

(質疑なし)

事務局 質疑なしと認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

事務局

異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり決定されました。

【日程第 5 議案第 3 号 農用地利用集積計画の決定について】

議長

「日程第 5 議案第 3 号 農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

議長

事務局より説明願います。小池係長。

事務局

はい。議案 3 ページをご覧ください。
議案第 3 号 農用地利用集積計画の決定について。
農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、せたな町より決定を求められた別紙の農用地利用集積計画について議決を求める。令和 3 年 8 月 27 日提出。せたな町農業委員会会長。

事務局

資料 6 ページをご覧ください。
番号 59 番。利用権の設定等を受ける者、
、さん。
利用権の設定等をする者、
さん。利用権設定等に係る土地につきましては、
、
の計 5 筆、面積が m^2 、利用目的は水田、こちらは売買でございまして、所有権移転の時期につきましては 2021 年 8 月 27 日、対価の支払期限が 2021 年 10 月 14 日、土地引渡の時期は対価の支払日、単価が
円、売買価格は
円でございます。

事務局

売買単価の算出にあたりましては、
円になった経緯がございます。

事務局

7 ページをご覧ください。
番号 60 番。利用権の設定等を受ける者、
さん。
利用権の設定等をする者、
さん。利用権設定等に係る土地につきましては、
、
の計 4 筆、面積が m^2 、利用目的は水田、こちらは売買でございまして、所有権移転の時期につきましては 2021 年 8 月 27 日、対価の支払期限が 2021 年 10 月 14 日、土地引渡の時期は対価の支払日、単価が
円、売買価格は
円でございます。こちらは農地保有合理化事業でございまして、貸付（売渡）予定者は
さんです。

事務局

8 ページをご覧ください。

番号 61 番。利用権の設定等を受ける者、

「さん。利用権の

利用権設定等に係る土地につきましては、XXXXXXXXXX、XXXX、

9 ページをご覧ください。

番号 62 番。利用権の設定等を受ける者、

■さん。利用権の設定等をする者、

利用権設定等に係る土地につきましては、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、

10 ページをご覧ください。

番号 63 番。利用権の設定等を受ける者、

さん。利用権の設定等をする者、

利用権設定等に係る土地につきましては、[REDACTED]、面積が

以上の計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号

はい。説明が終わりました。

議案第 3 号について質疑ございませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり決定されました。

【日程第 6 議案第 4 号 農用地利用集積計画の決定について(農業委員会等に関する法律第 31 条該当)】

議長

「日程第 6 議案第 4 号 農用地利用集積計画の決定について(農業委員会等に関する法律第 31 条該当)」を議題といたします。

議長

農業委員会等に関する法律第 31 条に該当する内容でございます。議事参与制限がございます。当該委員におかれましてはよろしくお願いいたしますと思います。

議長

それでは事務局より説明願います。小池係長。

事務局

議案第 4 号 農用地利用集積計画の決定について(農業委員会等に関する法律第 31 条該当)。

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、せたな町より決定を求められた別紙の農用地利用集積計画について議決を求める。令和 3 年 8 月 27 日提出。せたな町農業委員会会長。

事務局

資料 11 ページをご覧ください。

番号 64 番。利用権の設定等を受ける者、XXXXXXXXXX、XXXXXXさん。利用権の設定等をする者、XXXXXXXXXX、XXXXXXさん。
利用権設定等に係る土地につきましては、XXXXXXXXXX、XXXX、面積が XXXXXX m²、利用目的は転作田、こちらは賃貸でございまして、期間につきましては、2021 年 8 月 27 日から 2024 年 8 月 26 日までの 3 年間、単価が XXXXXX 円、賃貸価格が XXXXXX 円、継続でございます。

議長

はい。説明が終わりました。
議案第 4 号について質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり決定されました。

【日程第 7 議案第 5 号 農地法第 4 条の規定による許可について】

議長 「日程第 7 議案第 5 号 農地法第 4 条の規定による許可について」を議題といたします。

議長 事務局より説明願います。小池係長。

事務局 はい。議案 5 ページをご覧ください。

議案第 5 号 農地法第 4 条の規定による許可について。

農地法第 4 条の規定による農地について、北海道農業会議への意見聴取の結果、許可相当の回答を得たので許可を行う。令和 3 年 8 月 27 日提出。せたな町農業委員会会長。

事務局 資料 12 ページをご覧ください。

申請者につきましては、[REDACTED]、[REDACTED] さんでございます。転用の許可を受けようとする土地につきましては、[REDACTED]、現況地目が畑、面積が [REDACTED] m²の内 [REDACTED] m²、転用の目的につきましては、[REDACTED] の植樹、本数につきましては 2,000 本でございます。

転用事由の詳細につきましては、当該地は山林に囲まれた農地で生産性、作業効率が悪いため、特に大きな石が多いということで、植林し土地を保全管理するものでございます。

事務局 こちらにつきましては、7 月 29 日開催の第 2 回総会におきまして、内容を審議いただき、8 月 25 日付けで北海道農業会議から許可相当の回答を得ましたことから、許可してよろしいものと考えます。以上でございます。

議長 はい、説明が終わりました。
議案第 5 号について質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり決定されました。

【日程第 8 議案第 6 号 土地現況証明願について】

議長 「日程第 8 議案第 6 号 土地現況証明願について」を議題といたします。

議長	事務局より説明願います。小池係長。
事務局	はい。議案 6 ページをご覧ください。
事務局	議案第 6 号 土地現況証明願について。 別紙のとおり現況証明願出があったので、内容審査のうえ可否を決定するものとする。令和 3 年 8 月 27 日提出。せたな町農業委員会会長。
事務局	資料 18 ページをご覧ください。 番号 11 番。所在につきましては[REDACTED]、公簿地目は田んぼ、 現況は農地採草放牧地以外、面積が [REDACTED] m ² 、利用状況につきましては原野で ございます。 願出理由は地目変更のためでございまして、所有者、願出者共に [REDACTED] [REDACTED]、[REDACTED] さんでございましてこちらは、2021 年 8 月 19 日に [REDACTED] 会長、[REDACTED] 委員、[REDACTED] 委員、[REDACTED] 委員と現地に赴き、目視 で確認し農地採草放牧地以外であることを確認しております。場所につきましては、19 ページ、20 ページの図 3、図 4 のとおりでございます。以上で ございます。
議長	はい、説明が終わりました。 議案第 6 号について質疑ございませんか。 (質疑なし)
議長	質疑なしと認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)
議長	異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり決定されました。
議長	以上をもちまして本日の議事日程をすべて終了いたしましたので、第 3 回せたな町農業委員会総会を閉会いたします。大変どうもお疲れ様でした。

上記の会議の顛末を記したることに相違ないことを証明するため、せたな町農業委員会会議規則第 13 条第 2 項の規定により、ここに署名する。

令和 3 年 9 月 29 日

会議録署名委員

3 番

高橋 光也

4 番

玉 不 久 志

議 長

原 田 嘉 博